

「輝け！ちばの園芸」次世代産地整備支援事業配分基準

第1 配分基準の目的と概要

優良かつ意欲的な担い手を積極的に支援し、本県農業を強力に推進するために、「輝け！ちばの園芸」次世代産地整備支援事業では、ポイントによる優先採択を行う。

本事業のポイントは以下の6種類で構成する。

種類	最大ポイント数
重点ポイント（県内園芸産地の強化）	15ポイント
加点ポイント（その他重点施策）	20ポイント
目標ポイント	30ポイント
市町村ポイント	15ポイント
減点ポイント	▲10ポイント
特別ポイント	25ポイント
合計（最大）	105ポイント

第2 各ポイントの概要

1 重点ポイント

県内の各園芸産地が推進する主要園芸品目や地域特産品目等の生産拡大や品質向上に対して、県が必要と認める別紙1の1に該当する省力機械及び施設等の導入を行う事業実施計画（以下、計画という）はポイントを獲得することができる。

2 加点ポイント

本県の農業施策を重点的に推進することが本ポイントの目的である。本県の農業施策や各種事業等への貢献度や連携が大きい計画は、加点ポイントを獲得することができる。

3 目標ポイント

本県農業を担う意欲の高い優良な担い手を積極的に支援することが本ポイントの目的である。栽培面積や単収等の現状値に対する目標値の増加率等に応じてポイントを獲得することができる。

4 減点ポイント

事業実施主体が前年度に、本事業で採択されていた場合には、合計ポイントから減点される。

5 市町村ポイント

各市町村等が農業振興に当たって特に必要と思われる計画がある場合に、ポイントを加算することができる。

6 特別ポイント

事業実施主体が需要に応じた米生産に取り組む場合や気象公災害等被災後の規模拡大に取り組む計画はポイントを獲得することができる。

第3 採択方法

ポイントは別表1に基づき算定するものとする。計画をポイントの高い順に並べ、上位の計画から予算の範囲内で採択する。同一ポイントの計画が複数ある場合には、以下の方針により採択の優先順位を決定する。

- ① 共同利用の計画を優先する。
- ② 減点ポイントが与えられていない計画を優先する。
- ③ 市町村ポイントが付与されている計画を優先する。市町村ポイントが付与された計画が複数ある場合は、付与された市町村ポイントが高い計画を優先する。
- ④ ③までで優先順位が決まらない場合は、重点ポイント、加点ポイントの順で高い計画を優先する。

第4 生産力強化支援型〔強化枠〕における配分方法

生産力強化支援型〔強化枠〕における申請の場合にあつては、第1の合計ポイント（以下、「通常ポイント」という。）に、別紙2の強化枠ポイントを足し上げた後のポイントの高い順に並べ、上位の計画から予算の範囲内で採択する。

なお、同一ポイントの計画が複数ある場合には、要望額の小さい順に採択する。

第5 配分基準の考え方の見直し

本通知の配分基準の考え方については、総合的な政策推進の観点等を踏まえ、必要に応じ見直しを行うものとする。

（附則）

- 1 本配分基準は、令和6年度事業から令和8年度事業まで適用する。
- 2 令和6年4月1日から施行する。

（附則）

- 1 本配分基準は、令和7年3月26日から施行し、令和7年度事業から適用する。ただし、別表1の2の分類「地域農業の合意形成」にかかる改正は、令和8年度事業から適用する。

（附則）

- 1 本配分基準は、令和8年3月18日から施行し、令和8年度事業から適用する。

別表1

1 重点ポイント（県内園芸産地の強化）

県が必要と認める省力機械及び施設等の導入を行う計画（別紙1の1）について、事業実施主体が属する「産地戦略」等の産地規模において受益品目の栽培面積が一定の基準を満たし、事業実施年の時点で下記に該当する項目があれば、ポイントを獲得できるものとする。

分類	No.	項目	対象	ポイント
県内園芸産地の強化	1-1	事業実施主体の共選・共販出荷量が1/2以上である。	共通	15
	1-2	事業実施主体の共選・共販出荷量が1/2未満である。	共通	10

2 加点ポイント（その他重点施策）

下記の各項目中、事業実施年の前年度末の時点で該当する項目があれば、ポイントを獲得できるものとする。ただし、事業実施年の該当が確実と見込まれる場合も、ポイントを獲得できるものとする。なお、選択に当たっては以下の点に留意すること。

- ※1 対象における「認定農業者等」は認定農業者及び認定新規就農者(認定就農者を含む)、「生産団体」は本事業実施要領第4の1に記載されている「農業者が組織する団体」のことである。
- ※2 選択できる分類は「認定農業者等」においては2つまで、「生産団体」においては1つまでとする。
- ※3 「認定農業者等」において枝番のある分類は重複して選択できないものとする。

分類	No.	項目	対象	ポイント
将来の産地を支える担い手の育成	2-1	利用予定者の構成員に占める45歳未満の割合が30%以上である。	生産団体	20
	2-2	利用予定者の構成員に占める45歳未満の割合が10%以上である。	生産団体	10
	2-3	事業実施主体が45歳未満又は認定新規就農者である。又は事業実施主体の後継者が就農している。ただし、後継者は45歳未満とする。	認定農業者等	10
	2-4	県が認定する就農準備資金の認定研修機関又は県立農業大学校において、概ね1年以上の研修等を受講している。	認定農業者等	5
新たな販路拡大	3	事業実施主体が主たる受益対象品目について六次産業化に取り組んでいる。	認定農業者等	5
			生産団体	10
企業的経営体の育成	4	事業実施主体が法人である。	認定農業者等	10
			生産団体	20
担い手の経営発展支援	5-1	事業実施主体が農業士又は指導農業士である。	認定農業者等	5
	5-2	事業実施主体が家族経営協定を締結している。	認定農業者等	5

	5-3	各地域における農業経営基盤の強化の促進に関する基本構想において定める年間所得目標が達成されている、若しくは達成することが確実である。	認定農業者等	10
地域農業の合意形成	6-1	事業実施主体が「地域計画」の「地域内の農業を担う者一覧」に位置づけられている。	認定農業者等	10
	6-2	利用予定者の構成員に占める50%以上が「地域計画」の「地域内の農業を担う者一覧」に位置づけられている。	生産団体	20
	6-3	集落営農実態調査（調査主体：担い手支援課）において集落営農として該当する取組を実施する営農組織となっている。	認定農業者等 生産団体	10 20
農地の有効利用の促進	7-1	農地中間管理機構を活用した農地集積を行っている。	認定農業者等 生産団体	10 20
	7-2	水田を活用した園芸生産を行っている。	認定農業者等 生産団体	10 20
	7-3	耕作放棄地を活用した園芸生産を行っている。	認定農業者等 生産団体	10 20
環境にやさしい農業の推進	8-1	事業実施主体が主たる受益対象品目について「ちばエコ農業産地」の指定を受けている、又は利用予定者全員が主たる受益対象品目について「ちばエコ農産物」の認証、「エコファーマー」の認定若しくは環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律第19条の認定（以下「みどり認定」という。）を受けている。	生産団体	20
	8-2	利用予定者の構成員に占める50%以上が主たる受益対象品目について「ちばエコ農産物」の認証、「エコファーマー」の認定又は「みどり認定」を受けている。	生産団体	10
	8-3	事業実施主体が主たる受益対象品目について「ちばエコ農産物」の認証、「エコファーマー」の認定又は「みどり認定」を受けている。	認定農業者等	5
農業生産工程管理の推進	9-1	主たる受益対象品目について、利用予定者全体がGAPに取り組んでいる。	生産団体	20
	9-2	主たる受益対象品目について、利用予定者の50%以上がGAPに取り組んでいる。	生産団体	10
	9-3	事業実施主体が主たる受益対象品目について、GAPに取り組んでいる。	認定農業者等	5
産地間連携の推進	10	事業実施主体が主たる受益対象品目について品目別協議会*が推進する主要園芸品目の大口需要等の対応に向けた取組（別紙1の2）に参加している。 ※品目別協議会は、千葉県内の主要な園芸品目の産地間連携を目的に設置した協議会である。	認定農業者等	10
			生産団体	20
農業経営の安定	11-1	事業実施主体が、気象公災害等による被災に備え、園芸施設共済の引受対象となる施設について園芸施設共済等に加入している。	認定農業者等	5
	生産団体		10	
	11-2	事業実施主体が、農業経営の安定を図るため、野菜価格安定事業に加入している。	認定農業者等 生産団体	5 10

3 目標ポイント

下記の項目のうち2項目を選択し、現在の状況及び目標年度に達成が見込まれる項目について、その達成割合に応じてポイントを獲得できるものとする。なお、選択に当たっては以下の点に留意すること。

- ※1 受益対象品目が複数の場合は、原則として受益対象品目を合計して作成するものとする。ただし、(3)－2、(8)については、受益面積について作成するものとする。
- ※2 生産力強化支援型については(1)～(10)から選択するものとする。ただし、(1)を選択した場合は、(2)以外のものから選択するものとする。
- ※3 園芸施設リフォーム支援型については、(2)～(10)から選択するものとする。
- ※4 スマート農業推進型については、選択した生産改善目標に応じて(1)－3、(3)－2、(13)から1つ選択するものとする。
- ※5 本事業実施要領 別表第1 別紙に該当する省エネ暖房機等を導入する場合は(8)を選択できるものとする。
- ※6 新規の作物を栽培する等、受益対象品目の現状の栽培面積が0haの場合は(9)から2項目を選択するものとする。
- ※7 認定新規就農者(認定就農者を含む)の場合は(10)から2項目を選択するものとする。
- ※8 果樹の場合は、(11)、(12)を選択できるものとする。

(1) 栽培面積の現状に対する目標時の増加率

(1)－1 現状の栽培面積が1ha未満の場合(生産力強化支援型)

増加する割合	ポイント
増加なし	0ポイント
1%以上5%未満	3ポイント
5%以上10%未満	6ポイント
10%以上15%未満	9ポイント
15%以上20%未満	12ポイント
20%以上	15ポイント

(1)－2 現状の栽培面積が1ha以上の場合(生産力強化支援型)

増加する割合	ポイント
増加なし	0ポイント
1%以上2.5%未満	3ポイント
2.5%以上5%未満	6ポイント
5%以上7.5%未満	9ポイント
7.5%以上10%未満	12ポイント
10%以上	15ポイント

(1)－3 スマート農業推進型

増加する割合	ポイント
10%以上12.5%未満	6ポイント
12.5%以上15%未満	12ポイント
15%以上17.5%未満	18ポイント
17.5%以上20%未満	24ポイント
20%以上	30ポイント

(2) 販売金額の現状に対する目標時の増加率

(2) - 1 現状の栽培面積が1ha未満の場合

増加する割合	ポイント
増加なし	0ポイント
1%以上 5%未満	3ポイント
5%以上 10%未満	6ポイント
10%以上 15%未満	9ポイント
15%以上 20%未満	12ポイント
20%以上	15ポイント

(2) - 2 現状の栽培面積が1ha以上の場合

増加する割合	ポイント
増加なし	0ポイント
1%以上 2.5%未満	3ポイント
2.5%以上 5%未満	6ポイント
5%以上 7.5%未満	9ポイント
7.5%以上 10%未満	12ポイント
10%以上	15ポイント

(3) 単収の現状に対する目標時の増加率

(3) - 1 生産力強化支援型、園芸施設リフォーム支援型

増加する割合	ポイント
増加なし	0ポイント
1%以上 2.5%未満	3ポイント
2.5%以上 5%未満	6ポイント
5%以上 7.5%未満	9ポイント
7.5%以上 10%未満	12ポイント
10%以上	15ポイント

(3) - 2 スマート農業推進型

増加する割合	ポイント
10%以上 15%未満	6ポイント
15%以上 20%未満	12ポイント
20%以上 25%未満	18ポイント
25%以上 30%未満	24ポイント
30%以上	30ポイント

(4) 上位等級品（秀品・L級規格等）比率の現状に対する目標時の増加率

増加する割合	ポイント
3%未満	0ポイント
3%以上 6%未満	3ポイント
6%以上 9%未満	6ポイント
9%以上 12%未満	9ポイント
12%以上 15%未満	12ポイント
15%以上	15ポイント

(5) 共販量の増加率

増加する割合	ポイント
増加なし	0ポイント
1%以上 5%未満	3ポイント
5%以上 10%未満	6ポイント
10%以上 15%未満	9ポイント
15%以上 20%未満	12ポイント
20%以上	15ポイント

(6) 販路拡大の増加率

(6) - 1 販路拡大の増加率 (契約、業務加工)

増加する割合	ポイント
増加なし	0ポイント
1%以上 5%未満	3ポイント
5%以上 10%未満	6ポイント
10%以上 15%未満	9ポイント
15%以上 20%未満	12ポイント
20%以上	15ポイント

(6) - 2 販路拡大の増加率 (輸出)

増加する割合	ポイント
増加なし	0ポイント
1%以上 2%未満	3ポイント
2%以上 3%未満	6ポイント
3%以上 4%未満	9ポイント
4%以上 5%未満	12ポイント
5%以上	15ポイント

(7) 生産コストの削減率

削減する割合	ポイント
削減なし	0ポイント
1%以上 5%未満	3ポイント
5%以上 9%未満	6ポイント
9%以上 13%未満	9ポイント
13%以上 16%未満	12ポイント
16%以上	15ポイント

(8) 燃油使用量の削減率

削減する割合	ポイント
5%未満	0ポイント
5%以上 7.5%未満	3ポイント
7.5%以上 10%未満	6ポイント
10%以上 12.5%未満	9ポイント
12.5%以上 15%未満	12ポイント
15%以上	15ポイント

(9) 新規作物を栽培する場合 ※下記の項目から2項目選択する。

(9) - 1 全作付面積に対する新規作物の目標時の栽培面積率

全作付面積に占める割合	ポイント
増加なし	0ポイント
1%以上 5%未満	3ポイント
5%以上 10%未満	6ポイント
10%以上 15%未満	9ポイント
15%以上 20%未満	12ポイント
20%以上	15ポイント

(9) - 2 全農業所得の現状に対する目標時の増加率

全農業所得の増加率	ポイント
増加なし	0ポイント
1%以上 2.5%未満	3ポイント
2.5%以上 5%未満	6ポイント
5%以上 7.5%未満	9ポイント
7.5%以上 10%未満	12ポイント
10%以上	15ポイント

(9) - 3 全共販量の現状に対する目標時の増加率

全共販量の増加率	ポイント
増加なし	0ポイント
1%以上 2.5%未満	3ポイント
2.5%以上 5%未満	6ポイント
5%以上 7.5%未満	9ポイント
7.5%以上 10%未満	12ポイント
10%以上	15ポイント

(9) - 4 販路拡大の増加率 (契約、業務加工の全出荷量)

契約、業務加工の出荷量の増加率	ポイント
増加なし	0ポイント
1%以上 2.5%未満	3ポイント
2.5%以上 5%未満	6ポイント
5%以上 7.5%未満	9ポイント
7.5%以上 10%未満	12ポイント
10%以上	15ポイント

(10) 認定新規就農者 (認定就農者を含む) の場合

※下記の項目から2項目選択する。(10) - 2、3は、過去3年以上生産販売の実績がある場合に選択できるものとする。

(10) - 1 全作付面積に占める受益品目の栽培面積率

全作付面積に占める割合	ポイント
20%未満	0ポイント
20%以上	20ポイント

(10) - 2 単収の現状に対する目標時の増加率

増加する割合	ポイント
5%未満	0ポイント
5%以上 10%未満	5ポイント
10%以上	10ポイント

(10) - 3 上位等級品 (秀品・L級規格等) 比率の現状に対する目標時の増加率

増加する割合	ポイント
5%未満	0 ポイント
5%以上 10%未満	5 ポイント
10%以上	10 ポイント

(11) 【果樹共通】 圃場図の作成 (経営面積全体)

圃場図の作成	ポイント
なし	0 ポイント
あり	15 ポイント

(12) 【果樹品目別】 栽培面積に対する 10 年後の若木の割合

※若木：樹齢が 10 年未満の樹とする

(12) - 1 【日本なし】

若木の割合	ポイント
1%未満	0 ポイント
1%以上 6%未満	3 ポイント
6%以上 11%未満	6 ポイント
11%以上 16%未満	9 ポイント
16%以上 21%未満	12 ポイント
21%以上	15 ポイント

(12) - 2 【びわ・かんきつ類】

若木の割合	ポイント
2%未満	0 ポイント
2%以上 7%未満	3 ポイント
7%以上 12%未満	6 ポイント
12%以上 17%未満	9 ポイント
17%以上 22%未満	12 ポイント
22%以上	15 ポイント

(12) - 3 【ブドウ・キウイフルーツ】

若木の割合	ポイント
1%未満	0 ポイント
1%以上 5%未満	3 ポイント
5%以上 10%未満	6 ポイント
10%以上 15%未満	9 ポイント
15%以上 20%未満	12 ポイント
20%以上	15 ポイント

(1 2) - 4 【イチジク】

若木の割合	ポイント
5%未満	0 ポイント
5%以上 10%未満	3 ポイント
10%以上 20%未満	6 ポイント
20%以上 30%未満	9 ポイント
30%以上 40%未満	12 ポイント
40%以上	15 ポイント

(1 2) - 5 【ブルーベリー】

若木の割合	ポイント
5%未満	0 ポイント
5%以上 10%未満	3 ポイント
10%以上 17%未満	6 ポイント
17%以上 25%未満	9 ポイント
25%以上 33%未満	12 ポイント
33%以上	15 ポイント

(1 3) 労働生産性（生産量÷労働時間）の増加率

増加する割合	ポイント
10%以上 15%未満	6 ポイント
15%以上 20%未満	12 ポイント
20%以上 25%未満	18 ポイント
25%以上 30%未満	24 ポイント
30%以上	30 ポイント

4 減点ポイント

事業実施主体が前年度に、本事業で採択されていた場合には、合計ポイントから 10 ポイントを減点する。

5 市町村ポイント

提出された計画の中で、市町村が農業振興にあたって特に必要と思われる計画がある場合は、その計画に対して、15 ポイントを上限として付与することができる。なお、一つの市町村が有するポイント数は 15 ポイントとする。ただし市町村当たり 16 事業実施主体以上の場合は、有するポイント数は事業実施主体数と同数とし、最大 30 ポイントまで有することができる。

6 特別ポイント

事業実施主体について、下記に該当する項目があればポイントを獲得できるものとする。

分類	項目	ポイント
「需要に応じた米生産」の取組	事業実施主体が以下の（1）から（3）のいずれかに該当する。 （1）令和 7 年産水稻の生産において「主食用米の生産目安」を遵守していた。 （2）令和 8 年産水稻の生産において新規需要米等の生産に取り組むことが確実と見込まれる。 （3）事業実施主体が使用及び収益を目的とする権利を有する水	10

	<p>田の面積が10 a 未満である。</p> <p>なお、共同利用の場合は、利用を予定している生産者全てがいずれかに該当する場合のみポイントを獲得できるものとする。</p>	
<p>気象公災害等被災後の規模拡大への取組</p>	<p>事業実施主体が過去3年以内の気象公災害等により被災した省力機械・施設等を導入する場合、被災前よりも生産拡大を目的とする計画である。</p>	<p>10</p>
<p>気候変動リスク等への対応</p>	<p>事業実施主体が、自然災害や農産物の価格の低下等に備え、収入保険に加入している。</p>	<p>5</p>

別紙1

1 重点ポイント（県内園芸産地の強化）

受益対象品目について、事業実施主体が属する「産地戦略」等における産地の面積規模が同一品目（ただし、花植木においては複数品目も可）で下表の要件を満たしている場合、ポイントを獲得できるものとする。

分類	項目	産地の面積要件					
		露地野菜 (10ha以上)	施設野菜 (3ha以上)	果樹(露地) (3ha以上)	果樹(施設) (1ha以上)	花植木(露地) (3ha以上)	花植木(施設) (1ha以上)
県内園芸産地の強化	定植機械						
	マルチ同時播種機械						
	トンネル支柱打込機						
	乗用管理機						
	乗用防除機械						
	種いも消毒用機械 (さつまいも基腐病用かつ 受益面積10ha以上に限る)						
	収穫機						
	半自動調製機						
	収穫物洗浄機						
	パイプハウス、低コスト耐候性ハウス等各種施設園芸用ハウス						
	高設栽培施設、 養液栽培施設						
	出荷調製・選果機械 (共同利用の場合に限る)						
	貯蔵庫（予冷庫を含む）						
	多目的防災網・果樹棚						
	園内道・モノレール						
	剪定枝破碎機						
	果樹に係る省力機械 (5%以上の規模拡大又は5%以上の 新植・改植を伴う場合に限る)						
植木生産省力化機械及び施設 (輸出植木生産用を含む)							

No.	項目	ポイント
1-1	事業実施主体の共選・共販出荷量が1/2以上である場合	15
1-2	事業実施主体の共選・共販出荷量が1/2未満である場合	10

- ※ 補助対象となる機械の能力や施設の規模等は本事業実施要領別表第1「事業類型別の事業種目、補助対象機械・施設等」に準ずる。
- ※ 果樹においては、「果樹産地構造改革計画」を「産地戦略」又は「再整備計画」に代替している場合、共選・共販出荷量の要件を課さない。

2 加点ポイント (産地間連携の推進)

事業実施主体が下表のいずれかの取組に参加している場合、「10 産地間連携の推進」を選択することができるものとする。

対象園芸品目	主要園芸品目の大口需要等の対応に向けた取組	
にんじん	・L規格における規格の統一 (秋冬にんじんのケースあたり本数：42本以上)	
ねぎ	・プレミアム夏ねぎの生産取組	
さつまいも	・品種別販売方針の推進	
	・L規格における県基準の利用 (ケースあたり本数：13本以上、重量：300～500g)	
トマト	・県統一の等階級呼称（A、B、無印、マル）の利用	
共通	・チーバくんデザイン入りの出荷箱等の利用	

※品目別協議会は、千葉県内の主要園芸品目の産地間連携を目的に構成された協議会である。